

平成27年 第9回教育委員会 会議録

日 時	平成27年8月20日(木) 午前10時～正午
場 所	向日市立図書館 研修室
出席委員	永野教育長、前田委員、雨宮委員、白幡委員、松本委員
欠席委員	なし
事務局	教育部長、次長兼生涯学習課長、次長兼文化財調査事務所長、教育総務課長、学校教育課長、学校教育課担当課長2名、学校教育課主幹2名、教育総務課係長
議 題	議案第13号「平成28年度に使用する小中学校教科用図書の採択について」 議案第14号「平成28年度に使用する学校教育法附則第9条に規定される教科用図書の採択について」 議案第15号「向日市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について」 委員会諸報告
傍 聴 者	1名
教育長	開会宣言
教育長	議案第13号「平成28年度に使用する小中学校教科用図書の採択について」を上程する。
事務局	<p>— 議案第13号提案説明 —</p> <p>教科用図書の採択についての提案説明の前に、教科用図書採択に関する要望が、5団体から出されており、すでに写しをお渡ししているが、その後については、要望等はなかったことを報告する。</p> <p>それでは、「平成28年度に使用する小中学校教科用図書の採択について」説明する。</p> <p>小中学校の教科用図書については、学校教育法第34条第1項及び第49条の規定に基づき、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならないこととなっている。</p> <p>また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第1項第6号により、学校で使用する教科書の採択は、その学校を設置する市町村教育委員会が行うこととなっており、さらに、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条及び同施行令第15条第1項により、教科書の採択については、4年間について種目ごとに同一の教科用図書を採択することとなっている。</p> <p>今年度は、中学校の教科用図書の採択年度にあたることから、平成28</p>

年度から平成31年度まで中学校で使用する教科用図書を採択する。

中学校で使用する教科用図書の採択にあたり、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第12条第1項に基づき、京都府教育委員会により採択地区が定められており、本市と長岡京市及び大山崎町が、乙訓地区として同一の採択地区となっている。

採択地区内の市町村の教育委員会は、都道府県の教育委員会が行う指導、助言又は援助により、協議して種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならないとされていることから、その協議する場として、2市1町の教育委員15名と、小中学校校長2名、合計17名で組織される乙訓地区小中学校使用教科用図書採択協議会を設置している。

教科用図書の選定にあたり、6月1日の乙訓地区小中学校使用教科用図書採択協議会において、2市1町の中学校校長5名、教頭4名、教諭32名、指導主事8名、合計49名が教科用図書の研究員として委嘱された。

研究員は、京都府教育委員会から示された3つの採択基準及びその基準に対する基本観点に基づき、専門分野ごとに調査研究を行った。

○採択基準1

学習指導要領に示す目標の達成のために工夫されていること

【基本観点】

- ・全体としての特徴や創意工夫

○採択基準2

内容や構成が学習指導を進める上で適切であること

【基本観点】

- ・基礎的・基本的な内容の定着を図るための配慮
- ・思考力・判断力・表現力等の育成を図るための配慮
- ・生徒が自主的に学習に取り組むことができる配慮
- ・学習指導要領に示していない内容の取扱い
- ・他の教科等との関連

○採択基準3

使用上の便宜が工夫されていること

【基本観点】

- ・表記・表現の工夫

と示されている。

6月30日に研究員から協議会に調査研究結果の中間報告が行われ、また、7月30日には研究員から調査研究結果の最終報告が行われた。

協議会では、この最終報告に基づき、慎重な審議が行われ、平成28年度から平成31年度まで、乙訓地区の中学校で使用する教科用図書が選定された。(別紙資料)

採択地区内の市町村教育委員会は、採択地区協議会における協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならないこととなっていることから、本市においても、協議会で選定された教科用図書を、

	<p>平成28年度から中学校で使用する教科用図書として、採択をいただきたい。また、採択の理由について、協議会の選定理由をもって、本市の採択理由としたい。</p> <p>小学校で使用する教科用図書については、昨年度に、平成27年度から平成30年度まで使用する教科用図書の採択を行ったので、平成28年度は、平成27年度と同一の教科用図書を採択することとしたい。</p> <p>本案は、平成28年度に使用する小中学校教科用図書の採択について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第1項第6号及び教育長に対する事務委任規則第2条第1項第13号の規定により教育委員会の議決を求めるものである。</p>
教育長	<p>採択協議会での選定にあたっては、委員の皆さんも協議会の委員として、協議に加わっていただき、教科ごとに十分に審議が尽くされており、選定された教科用図書及び選定理由についても、ご承知いただいているので、教科ごとでなく一括の審議としたい。</p> <p>(全員意義なし)</p>
教育長	<p>それでは、何かご意見などあればお願いしたい。</p>
委員	<p>美術（日本文教出版）について、日本文教出版の教科書は、折り込みで絵画を掲載しており、大判で見やすい点が良いと思う。葛飾北斎の富嶽三十六景が和紙で描かれている等、情景がよくわかり臨場感が伝わる工夫がある。興味をひくものがたくさんあり、うまくできている。</p>
委員	<p>歴史（東京書籍）について、近代・現代の割合が多くなっていることが印象的であった。</p> <p>東京書籍に関してはオーソドックスな表現・内容が使われている。写真や資料の割合が多く、また資料が大きくてわかりやすい。昔と比べると文字が少ないように思うが、中学生ならビジュアル的に受け入れやすいと思う。先生の一方向的な授業とならないように、「考えてみよう・調べてみよう・発表しよう」という投げかけや提案があって、授業を聞いて生徒がプレゼンできるような配慮があったと思う。長岡京の記述もしっかりあった。</p>
委員	<p>公民（東京書籍）について、特に、現代社会を捉えるための考え方として、「対立と合意」「効率と公正」の学習が重視されている。</p> <p>学習した内容がその後の政治・経済・国際関係といった項目にも継続して活かせるよう、随所に考える場面をつくってあった。各ページに公民の教科書内容に関連したコラムが多く表示されており生徒たちの手助けに</p>

なる内容であったので、授業を通しての学習に活用できるのではないかと  
いった印象を持った。

委員

地図（帝国書院）について、長岡京跡の記載がしっかりしていた。ただ  
記載されているだけではなく、長岡京の中心部の大きさまでが載っていた  
点が良い。

鳥瞰図がたくさん載っており、興味を引くような地図で見ている楽し  
い。各大陸の代表的な山の高さや日本で代表的な富士山の高さが、リアル  
にわかる工夫が興味深かった。

地理（帝国書院）について、日本の各地域の紹介が2ページの見開きで、  
多くの写真に地図が重ねてあり、地図を見ながらどこになにがあるのか興  
味をひく工夫があった。地元京都の町屋や京都の伝統・文化、たとえば西  
陣織や京焼・清水焼そして九条ネギや賀茂ナスといった京野菜についても  
しっかり記載されているのが良かった。

委員

国語・書写（光村図書出版）について、音読の観点から、先生が授業の  
中で音読させることは難しいと思うが、音読を重視して編集されている点  
が良い。さらにその延長として、話し方、人への伝え方について具体的に  
述べられている点も良かった。そして、国語である以上漢字が重要。漢字  
の扱い方が丁寧で細やかな配慮があった。

また、関連図書の紹介が非常に豊富であり、各単元の最後に筆者が書い  
た別の作品や関連の作品が記載されており、様々なジャンルの図書が記載  
されていたのが良かった。

古典教材の扱いについては、書き下した部分、解説、文法を濃淡で色分  
けして記載されていた点が学習しやすそうだった。

書写については、書く機会が減少した今の時代でも、便せんや願書、の  
し袋の書き方など、実際の生活に活用される例が具体的に記載されてい  
る。また、中国あるいは日本の優れた人の書を実際に見せる等、毛書や楷  
書や草書の違いを、視覚的に捉えることができる点が優れていた。

委員

数学（新興出版社啓林館）について、「マイナスかけるマイナスがプラ  
スになる」という説明をどのような過程でされるのか興味深かったが、わ  
かりやすかった。各学年、どの単元も説明が大変丁寧である。説明の後の  
練習問題や巻末のまとめの練習問題、また数学のひろばというタイトルで  
発展的な練習問題が掲載されていて、達成度によって使い分けられてお  
り、先生も指導しやすいかと思う。

別冊に緊急地震速報のしくみや、ゴルフのスコアの出し方など、日々の  
生活に数学の公式が使用されているという例が示されているのが、机上の  
計算だけではない楽しむ工夫がされている点良かった。

委員	<p>理科（新興出版社啓林館）について、この教科はどのようにして興味・関心をもたせるかが重要だと思うが、資料・写真・図がかなり豊富に取り入れられているため、興味がわきやすいと感じた。</p> <p>別冊にも資料が豊富で、復習だけでなく発展的な学習をカバーできている内容となっており、生徒たちの学習段階に応じた使い方ができると感じた。</p> <p>内容で言うと、元素の周期表を学ぶ際に、物質の写真も同じページに記載されており、実物と理科的な思考が結びつきやすいと感じる。</p> <p>また知識の習得だけではなく、実験の予想や結果を話し合うなど、言語活動についても行いやすい内容となっている。</p>
委員	<p>音楽（教育芸術社）について、楽譜と歌詞が単純化され、目的がはっきりしている。また音符の記号などの資料の記載がしっかりしていた点が良いかった。郷土芸能や祇園祭など、日本史等の他教科との関わりをもたせている点も良かった。音楽の基本である、歌うこと・奏でること・聴くことがバランスよくまとめられていた。</p> <p>楽器については、打楽器の説明が充実していると感じた。小学校のカスタネットから始まり、変わった世界の楽器まで様々な打楽器が紹介されていた。リーコーダー奏はアルトリコーダーに絞り、しっかりと音が出せるように、練習等工夫がされていた。</p>
委員	<p>技術（東京書籍）について、日本の物づくりを感じさせるような教科書になっていた。</p> <p>木工の場合、道具の使い方やもち方について、難しいもの場合は写真で表示されており、わかりやすかった。また、リンクという表示で、教科書の様々なページとの関連が示され、制作に生かせるような工夫がされていた。</p> <p>植物の栽培例が豊富で、詳しく丁寧に示されていた。また、防災手帳が巻末に切り離せる形で付けられており、活用できるのがよかった。</p> <p>各ページにQ&amp;Aがあり、歴史や理科・英語との関わりや関連する様々な情報が楽しく学べる点が良いと思う。</p>
委員	<p>家庭（東京書籍）について、衣・食・住の中で特に食べることが重視されている。調理に関して言えば料理の組み合わせや献立、手順、包丁の持ち方など絵やイラストで表示されており、実習・体験しやすい教科書だと感じた。</p> <p>家庭科の分野と技術の分野をリンクさせ、関連を意識しながら学ぶことができる配慮も良かった。</p>

委員	<p>保健体育（大日本図書）について、各単元の導入に「考えよう」という項目をおき、考えさせることからはじめ、学習の終わりには定着を図るための活動という流れが一貫しており、指導しやすく、理解も深まると感じた。</p> <p>教科書を開いた印象は、レイアウトはすっきりしているが、図やイラストは大きく見やすい。また、本文の重要箇所は太字でフォントも大きめになっており、重要な点は押さえやすい印象を受けた。</p> <p>知識だけでなく、自分の生活に活かせるつくりになっていると感じた。</p>
委員	<p>英語（三省堂）について、英語は3年間のうちに莫大な量を教えなければならぬので難しい教科であるが、他の教科との関連も工夫されていると感じた。</p> <p>内容の完成度が高く、使いやすそうで安定感もあった。分数や小数、体温や歯を磨くといった日常のことなど、必要であると思われる英語の表現について所狭しと内容が詰まっており、指導する教員の力量が問われる。読む・書く・聴く・話すの4つのバランスよい指導には、工夫が必要であり、生徒も、日々の予習・復習を重ねて努力することが必要となるが、教科書としての完成度は高い。</p>
教育長	<p>詳細な意見を頂いたところである。</p> <p>先ほど事務局から説明のあったように、協議会における選定については、京都府教育委員会が示す採択基準と基本課程に沿って、また、学習指導要領に示されている目標の達成のための創意工夫や基礎的・基本的な内容の定着、さらには発展的な学習の内容などを踏まえて、慎重に検討を行っていただいたところである。また、京都府教育委員会の中学校の教科用図書選定資料を参考にして審議をされ、各教科とも先ほどいろいろご意見をいただきましたとおり、生徒の意欲・関心が高まるような工夫がされ、学習への課題意識をもって生徒が主体的に学ぶことができる教科書の選定ができたのではないかと思う。委員の皆さまからいただいた意見も総括すれば、そのような内容ではないかと思う。</p>
教育長	<p>議案第13号の採決を行う。</p> <p>（全員挙手）</p>
教育長	<p>議案第13号は承認された。</p> <p>平成28年度に向けて、中学校の全教員が、それぞれの新しい教科書を十分に勉強し、生徒に「わかる授業」をしっかりと行い、確かな学力の向上を図ることができるよう、教育委員会事務局としても学校と一体となって尽力するよう願う。</p>

教育長	次に、議案第14号「平成28年度に使用する学校教育法附則第9条に規定される教科用図書の採択について」を上程する。
事務局	<p>— 議案第14号提案説明 —</p> <p>「平成28年度に使用する学校教育法附則第9条に規定される教科用図書の採択について」説明する。</p> <p>小中学校の教科用図書については、学校教育法第34条第1項及び第49条の規定に基づき、文部科学大臣の検定を経た教科用図書を使用しなければならないこととなっているが、特別支援学級においては、学校教育法附則第9条の規定により、一般図書を教科用図書として使用することができることとなっている。</p> <p>一般図書については、京都府教育委員会から示されている採択基準及びその基準に対する基本観点に基づき、それぞれの学校において、児童・生徒一人ひとりの状況にあわせた適切な図書を、担任と管理職が選定しており、その結果について報告をいただいたものを教育委員会の担当課でも十分に精査し、選定した。</p> <p>○採択基準1として、 学習指導要領に示す目標に沿い、その内容を適切に取り上げていること。</p> <p>その基本観点として、 (1) 教科の目標達成に必要な内容</p> <p>○採択基準2として、 内容の程度が、児童生徒の発達段階に適切していること。</p> <p>その基本観点として、 (1) 発達段階のめやす (2) 障害の状態、発達段階及び特性などへの配慮</p> <p>○採択基準3として、 内容の選択肢及び扱いが、学習指導を有効に進める上で適切であること。</p> <p>その基本観点として、 (1) 生活経験や興味・関心への配慮 (2) 自主性や創造性、思考力の育成</p> <p>○採択基準4として、 内容の構成・配列・分量が、学習指導を有効に進める上で適切であること。</p> <p>その基本観点として、 (1) 系統性・発展性 (2) 全体の分量</p> <p>○採択基準5として、 表記・表現が正確かつ適切であること。</p>

その基本観点として、  
(1)文字、文章、挿絵  
(2)図表、写真等の資料  
○採択基準6として、  
体裁や造本が適切であること。  
その基本観点として、  
(1)印刷  
(2)文字の大きさ、字間、行間  
(3)用紙、製本、表紙  
と示されている。

各学校においては、これらの採択基準と基本観点に基づき、当該学年や下学年用の文部科学省検定教科書の使用も考慮したうえで、「平成28年度用一般図書一覧」を参考に、選定している。

平成27年度に小学校の特別支援学級に在籍する1～5年生、69名について、平成28年度に使用する教科用図書を検討した結果、すべての教科において文部科学省検定教科用図書のみを使用する12名を除いた、57名分の一般図書、112冊を選定したものである。

なお、一般図書112冊については、同じ図書を複数の児童用として使用する場合もある。

また、中学校においては、特別支援学級に在籍するすべての生徒が、文部科学省検定教科用図書を使用する予定をしており、審議する一般図書はない。

本案は、小中学校の特別支援学級で使用する一般図書の採択について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第1項第6号及び教育長に対する事務委任規則第2条第1項第13号の規定により教育委員会の議決を求めるものである。

— 各委員 展示図書を確認 —

**【質疑等】**

委員

この教科書は、持ち帰るのか、置いておくのかどちらか。

事務局

基本的には教室に置いてあるが、持ち帰ることも可能である。

委員

最近出版された本は採択されていないのか。

事務局

文部科学省が作成している一般図書一覧を参考に学校が選択しており、新しい本も含まれている。

委員	毎年のことなので、変化は感じにくいかもしれない。
委員	圧倒的に図鑑やノウハウ的なものが多い印象ではあるが、教科書の読み物は個人的に持っているために、個人では購入しにくい大きめの図書が選択されているのか。
事務局	読み物は手に入れやすく、身近にあるので補助的にも使用しやすい。実際に授業の中で使用するとすると、本の中に算数で学習する「長さ」などが出てくるもの等を使って、生活と結び付けて学ぶために、ノウハウ的なもの、図鑑的なものが多くなっている。
委員	「一人でクッキング」が算数なのが気になった。普通家庭科を連想するが、材料の計測を算数として学習するなど、実体験の中で算数を身に付けるということか。
事務局	そのとおりである。
教育長	議案第14号の採決を行う。  (全員挙手)
教育長	議案第14号は承認された。
教育長	次に、議案第15号「向日市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について」を上程する。
事務局	<p>— 議案第15号提案説明 —</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、市長と教育委員会の協議・調整の場として新たに総合教育会議が設置された。</p> <p>総合教育会議は市長が設置し招集するものであり、その事務についても市長部局が行うことが原則ではあるが、会議の協議事項や内容については多くが教育に関することになるため、市長部局と協議した結果、教育委員会で補助執行とした。これに伴い、向日市教育委員会事務局組織規則の一部を改正するものである。</p> <p>内容については、別表(第3条関係)中の教育総務課の事務分掌に「総合教育会議(招集に関することを除く。)に関すること。」を加えるものである。</p> <p>なお、施行日は平成27年8月20日である。</p> <p><b>【質疑等】</b></p>

委員	議題の元になるものは、市長部局から提案するのか。
事務局	市長部局のものもあれば、教育委員会からのものもある。事前に協議して進めていくことになる。
委員	総合教育会議は市長が設置し招集するものであるが、教育委員会側から招集することもできるのか。
事務局	法律上、教育委員会から招集することもできる。
委員	他市の状況はどうか。
事務局	京都府内では、補助執行で教育委員会としているところが多い。議題に関する情報収集等について関係各課に照会することもあるので、細かい事務の内容については市長部局と役割分担をすることがでてくる。
委員	本市だけでなく、他市でも市長部局に組織ができていないので補助執行となるのが現状であると思う。将来的に事務局が変わることはあるのか。
事務局	制度改正からあまり時間もたっていないため将来的なことは分からないが、国の通知文書では、各地方公共団体の実情に応じて教育委員会に補助執行や事務委任ができると明記されている。そのことも踏まえ、市長部局と協議し、教育委員会に補助執行させることが適切であるという結論に至った。
事務局	運用上、市長部局ですること出てくると思うので、そこは協議して進めていきたいと考えている。また、事務局については、全国的にみると市長部局としているところが多い。これは、規模が大きい市は、市長部局に担当する部署があるためだと思われる。
委員	本来、市長部局が主催するものなので、教育委員会だけに事務を任せるとはではなく、最初の役割分担や整理をきちんとしてほしい。
教育長	制度が変わり新たにスタートする年なので、様々な意見があると思う。向日市全体の状況を見てこの結論に至ったが、また意見等があれば出していただきたい。
教育長	議案第15号の採決を行う。  (全員挙手)

教育長	議案第15号は承認された。
教育長	次に委員会諸報告について説明願う。
事務局	<p>— 平成27年度第1回向日市いじめ防止対策推進委員会及び いじめ調査の概要について —</p> <p>(資料に基づき説明)</p> <p><b>【質疑等】</b></p>
委員	いじめの態様について、小中学校ともに嫌なことや恥ずかしいことをされたという項目の選択が多いように見えるが、内容はどのようなものか。
事務局	<p>嫌なことの中身は小中学生で様々である。小学生の例でいうと「一緒に帰ろうと声をかけたら、断られたのが嫌だった。」「消しゴムを貸したら、すぐには返してくれなくて嫌だった。」などという事象が挙げられる。</p> <p>態様の文言からは、執拗な嫌がらせを受けている印象を受けるが、継続した事象の報告は受けていない。</p>
委員	一人の児童が複数の事象を訴えているということは、重大なことではないか。
事務局	児童等の状況については、アンケートを実施した後、その結果を基に教員が面談を行い内容の聞き取りを行っている。そのような中で、詳細を把握しており、実際には、一時的なものであり、日常的に繰り返して行われているわけではないとご理解いただきたい。
委員	解決、解消の判断基準について統一的な基準はないと思うので、総合的に判断をしていくことになると思う。解消した後にも再発しないよう注視する必要があると考える。また面談等を行い些細なこととはいえ、子どもが訴えているということを先生がしっかり受け止めてほしい。
事務局	アンケート調査やその後の聞き取りの中で、事実として何かあれば、該当者を呼び事実確認や指導を行っている。最終的に本人に嫌な思いがなくなったか確認し、必要に応じて指導を継続する。事実確認等は非常に労力のいることであるが、各学校では、大きな事象になる前に解決を図ることができ、意義を見出している。
委員	被害者だけではなく加害者の子のケアも非常に大切だと感じる。またアスペルガーなど障がいのある児童・生徒が一般的な数字で6%といわれて

	<p>いるが、被害者もしくは加害者となっていることは多いのか。</p>
事務局	<p>多動な児童が、本人に悪気はなくても「ぶつかった」「手が当たった」等により、まわりの児童が被害を受けたと感じるケースも多い。ただ表面的に見れば加害者となっているが、本人にとっても被害を受けていると感じているケースもあり、加害者であり被害者でもあるという両面を持ち合わせている。</p>
委員	<p>アンケート調査とは別に、保護者から子どもが嫌がらせを受けた等の訴えはどの程度存在するか。</p>
事務局	<p>数件ある。事実として事象を確認できる場合と、本人からの訴えがなく、いじめられていると保護者のみを感じており、事実の確認が難しい場合がある。</p>
委員	<p>なぜ親子で相違するのか。</p>
事務局	<p>児童が家で話す事柄について、親子で受け止め方が違うのではないかと考えている。</p>
教育長	<p>岩手県の事件を受けて出された国の通知にもあるように、今後の対応については校長会をはじめ、組織的な対応を行っているところではあるが、再度徹底を願う。</p>
教育長	<p>次に、向日市中学校給食検討委員会設置要綱について説明願う。</p>
事務局	<p>— 向日市中学校給食検討委員会設置要綱について —</p> <p>まず、本委員会設置の目的については、第1条において、本市市立中学校における給食の導入について検討するため委員会を設置することとし、検討の内容については、第2条において、(1)中学校の昼食の在り方に関すること、(2)中学校給食の方式及び導入に関すること、(3)昼食に関するアンケート調査に関すること、(4)その他中学校給食の検討に必要なことと定めた。今後、児童・生徒及び保護者を対象としたアンケート調査の内容についても検討いただく予定である。</p> <p>委員の構成については、第3条において、学識経験を有する者として大学等の教授1名、学校関係者として中学校長1名、小学校長1名、中学校教諭1名、中学校養護教諭1名及び小学校栄養教諭1名、また、保護者の代表として3中学校のPTAから各1名、小学校のPTAから2名、教育委員会から教育部長及び栄養士とし、計13名で組織する予定としている。</p>

委員の任期については、第4条において、第2条で規定されている報告を行うまでの期間としている。

委員会の運営については、第5条において、委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長が会務を総理することとしている。

会議については、第6条において、委員長が招集し、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができないこととしている。また、委員長が認めるときには、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができることとしている。

委員会の事務については、第7条において、学校教育課が処理することとしている。

なお、第8条においては、職務上知り得た個人の秘密を厳守すること、また、第9条においては、その他必要な事項は委員長が委員会に諮って定めることとしている。

### 【質疑等】

委員

第2条の(3)昼食に関するアンケート調査に関する事項では、検討委員会においてアンケートの内容まで検討すると説明があったが、具体的には事務局でアンケート内容の素案を準備し検討委員会で検討することになるのか。

事務局

現時点では事務局でアンケート素案を提示し、その素案について追加・修正をいただくような進め方を考えている。

中学生の食事の実態や昼食の状況、中学校給食の思いなどについて、どこまでアンケート調査をするべきかなどについてもご意見をいただきたいと考えている。

委員

検討委員会での報告は具体的に結論まで示すのか、それとも方針で留めるのか。

事務局

現時点では具体的に定めていない。どのような報告内容になるかは、今後検討を進める中で議論いただければと思っている。

委員

検討委員会の報告の時期は、いつ頃を考えているのか。

事務局

今年度内を目途に報告をいただくことができればと考えている。

教育長

アンケート調査を実施し、児童・生徒及び保護者がどのように考えているかをしっかりと踏まえ、検討委員会で幅広い議論をいただきたいと考えている。

教育長	次に、向日神社境内社 有形文化財の文化財登録原簿への登録について説明願う。
事務局	— 向日神社境内社 有形文化財の文化財登録原簿への登録について — (資料に基づき説明)
	<b>【質疑等】</b>
委員	この登録が行われたことにより、経済的支援は何か変わるのか。
事務局	登録後は、修理等が必要になった場合、その設計費に対して国からの補助が約2分の1になる。さらに、これらを活用して行事等を行った場合にも補助金が出るようになる。
教育長	次に「向日市議会平成27年第3回定例会提出予定議案について」の報告であるが、この議案及び報告については公開することにより、今後の市議会での審議への影響も考えられるため、秘密会にしたいと思うが、賛成の方は挙手願う。
	(全員挙手)
教育長	全員挙手により秘密会とする。
	(以下秘密会)
	(以上秘密会)
教育長	秘密会を解く。
教育長	閉会宣言